

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="129 252 385 288">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="129 296 701 333">1-2 監督に当たっての基本的考え方</p> <p data-bbox="159 379 1106 499">(1) 信託制度が活用されるためには、信託会社が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、利用者が安心して信託を利用できることが不可欠である。 参入後の信託会社の監督に当たっては、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、信託業務を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。本監督指針では、業務運営の健全性を確保するため、信託会社に対して法第42条に基づく報告徴求や法第43条に基づく業務改善命令を行う場合の着眼点を記載するとともに、法第44条第1項各号又は法第45条第1項各号に該当して業務停止命令及び免許・登録の取消しを行う際の留意事項について記載することとした。</p> <p data-bbox="159 963 1106 1334">(2) また、運用型信託会社については免許制であることから、免許の審査に当たっては、業務の執行方法が社内規則等により定められているか、業務運営体制、業務管理体制が整備されているかについても審査することとなるが、管理型信託会社については登録制であることから、これらを登録の審査項目とはしていない。しかしながら、管理型信託会社においても、その業務を適切に遂行する上で、これらの体制整備が必要なことは当然であり、管理型信託会社の監督に当たっては、これらの体制整備の状況についても留意する必要がある。</p> <p data-bbox="159 1380 1106 1460">(3) さらに、信託の受益権を多数の者が取得することができる自己信託については登録制であり、登録を受けた者が他に営む業</p>	<p data-bbox="1135 252 1391 288">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="1135 296 1865 333">1-2 <u>金融検査・監督</u>に当たっての基本的考え方</p> <p data-bbox="1164 379 2112 499">(1) 信託制度が活用されるためには、信託会社が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、利用者が安心して信託を利用できることが不可欠である。 参入後の信託会社の<u>検査・監督</u>に当たっては、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、信託業務を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。本監督指針では、業務運営の健全性を確保するため、信託会社に対して法第42条に基づく報告徴求や法第43条に基づく業務改善命令を行う場合の着眼点を記載するとともに、法第44条第1項各号又は法第45条第1項各号に該当して業務停止命令及び免許・登録の取消しを行う際の留意事項について記載することとした。</p> <p data-bbox="1164 963 2112 1334">(2) また、運用型信託会社については免許制であることから、免許の審査に当たっては、業務の執行方法が社内規則等により定められているか、業務運営体制、業務管理体制が整備されているかについても審査することとなるが、管理型信託会社については登録制であることから、これらを登録の審査項目とはしていない。しかしながら、管理型信託会社においても、その業務を適切に遂行する上で、これらの体制整備が必要なことは当然であり、管理型信託会社の<u>検査・監督</u>に当たっては、これらの体制整備の状況についても留意する必要がある。</p> <p data-bbox="1164 1380 2112 1460">(3) さらに、信託の受益権を多数の者が取得することができる自己信託については登録制であり、登録を受けた者が他に営む業</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>務（兼業業務）についても、金融監督当局の監督（<u>検査</u>）対象となることに留意する必要がある。</p> <p>(4) 自己信託の登録にあたっては、受益者保護の観点から、以下の観点到留意する必要がある。</p> <p>① 受託者（委託者）の裁量により信託財産を運用することが可能な当該自己信託では、運用型信託会社に準じた体制整備が必要である。</p> <p>② 信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲の利用行為若しくは改良行為のみが行われる当該自己信託では、管理型信託会社に準じた体制が必要である。</p> <p>(5) 信託契約代理店の監督に当たっては、信託契約代理店への監督の重要性もさることながら、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号。以下「規則」という。）第40条第3項の規定に鑑み、所属信託会社及び所属信託兼営金融機関（以下「所属信託会社等」という。）に対する監督に重点を置き、まずは所属信託会社等への監督を通じて、信託契約代理店が営む信託契約代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。</p>	<p>務（兼業業務）についても、当局の<u>検査・監督</u>対象となることに留意する必要がある。</p> <p>(4) 自己信託の登録にあたっては、受益者保護の観点から、以下の観点到留意する必要がある。</p> <p>① 受託者（委託者）の裁量により信託財産を運用することが可能な当該自己信託では、運用型信託会社に準じた体制整備が必要である。</p> <p>② 信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲の利用行為若しくは改良行為のみが行われる当該自己信託では、管理型信託会社に準じた体制が必要である。</p> <p>(5) 信託契約代理店の<u>検査・監督</u>に当たっては、信託契約代理店への<u>検査・監督</u>の重要性もさることながら、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号。以下「規則」という。）第40条第3項の規定に鑑み、所属信託会社及び所属信託兼営金融機関（以下「所属信託会社等」という。）に対する<u>検査・監督</u>に重点を置き、まずは所属信託会社等への<u>検査・監督</u>を通じて、信託契約代理店が営む信託契約代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう<u>検査・監督</u>を行う必要がある。</p>
<p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>本監督指針は、法第2条に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、法第50条の2第1項の登録を受けた者、法第51条第1項の信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）及び法第52条第1項の登録を受けた同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」</p>	<p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>本監督指針は、法第2条に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、法第50条の2第1項の登録を受けた者、法第51条第1項の信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）及び法第52条第1項の登録を受けた同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>という。) (以下「信託会社等」という。)の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1-4 財務局、<u>検査部局</u>との適切な連携の確保</p> <p>1-4-1 金融庁・各財務局間の連携            監督事務は効率的・効果的に行われる必要があることから、金融庁、各財務局間において適切に連携を図り、信託会社等に関する情報・問題意識等を共有していくことが重要である。            特に、信託契約代理店と所属信託会社等の監督事務を効率的・効果的に行うには、当該信託契約代理店及び当該所属信託会社等を監督する部局間の密接な連携及び情報・問題意識の共有が重要である。</p> <p>1-4-2 <u>検査部局との連携</u>  <u>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、実効性の高い信託会社等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u></p> <p>① <u>検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていく</u></p>	<p>という。) (以下「信託会社等」という。)の検査・監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。</p> <p><u>金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、信託会社等に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p> <p>1-4 財務局との適切な連携の確保</p> <p>1-4-1 金融庁・各財務局間の連携            検査・監督事務は効率的・効果的に行われる必要があることから、金融庁、各財務局間において適切に連携を図り、信託会社等に関する情報・問題意識等を共有していくことが重要である。            特に、信託契約代理店と所属信託会社等の監督事務を効率的・効果的に行うには、当該信託契約代理店及び当該所属信託会社等を監督する部局間の密接な連携及び情報・問題意識の共有が重要である。</p> <p><u>(削除)</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>よう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p><u>② 監督部局が把握している問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</u></p> <p><u>財務局は本監督指針に基づき信託会社等の監督事務を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、金融庁担当課にあっても同様の取扱いとする。</u></p> <p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>2-3-4 グレーゾーン解消制度</p> <p>(略)</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総務企画局政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総務企画局政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総務企画局政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを<u>金融庁総務企</u></p>	<p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>2-3-4 グレーゾーン解消制度</p> <p>(略)</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを<u>金融庁総合政</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1ヶ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p>	<p>策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1ヶ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受</p>	<p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヶ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>	<p>けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヶ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p>
<p><b>3 運用型信託会社</b></p>	<p><b>3 運用型信託会社</b></p>
<p>3-3 経営管理の評価に関する留意事項</p>	<p>3-3 経営管理の評価に関する留意事項</p>
<p>(1) 意義 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 (注1) 指名委員会等設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うものとする。</p> <p><u>(注2) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」に掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>(1) 意義 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 (注) 指名委員会等設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>
<p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p>	<p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1) 総論 (略)</p> <p><u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1) 総論 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>
<p>3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>(中略)</p> <p><u>(注1) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>(注2) 受託者は、委託者である存続厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p>	<p>3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(注) 受託者は、委託者である存続厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p>
<p>3-8 検査部局との連携</p> <p><u>検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。</u></p>	<p>3-8 <u>立入検査に関する留意事項</u></p> <p>(1) <u>立入検査に係る基本的な手続きは、別紙●「立入検査の基本的な手続き」を参照するものとする。</u></p> <p>(2) <u>検査結果通知を交付した場合は、その交付日と同日付けで、信託会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第42条第1項に基づき求めるものとする。（財務局監理信託会社について金融庁による検査が行われた場合にも、法第42条報告発出及び受理は財務局信託</u></p>



信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>会社担当課が行うこととする。)</u></p> <p><u>また、合併等によりシステム統合等を予定している信託会社において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p>(3) <u>検査結果及び法第 42 条第 1 項に基づく報告書の内容等により、改善策の実施に一定の期間を要すると認められる場合には、同項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信託会社の業務運営の適切性、健全性に支障を来すと認められる場合には、法第 43 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>(4) <u>法第 43 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、3－8 (2)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 ヶ月（処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合は概ね 2 ヶ月）以内を目処に行うものとする。</u></p> <p><u>(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>複数回にわたって法第 42 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></li> <li>・ <u>提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものを除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></li> </ul> <p><u>(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3-8-1 検査部局による検査着手前  <u>検査着手に当たって、監督部局（財務局検査の場合には財務局信託会社担当課、検査局検査の場合には監督局信託会社担当課）は、検査班主任検査官に対し、信託会社の現状等についての説明を行うものとする。</u></p> <p>3-8-2 検査部局による検査結果通知後  <u>(1) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、信託会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第42条第1項に基づき求めるものとする。（財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合にも、法第42条報告発出及び受理は財務局信託会社担当課が行うこととする。）</u>  <u>また、合併等によりシステム統合等を予定している信託会社において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 検査結果通知後、上記(1)の報告書の提出を受ける前に、検査結果通知書の審査担当者等から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。（財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合には、財務局信託会社担当課</u></p>	<p><u>い。</u>  <u>(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3-8(2)に移設)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。)</u></p> <p><u>(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、信託会社から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。</u></p> <p><u>(注) 財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合には、財務局信託会社担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 検査結果及び法第 42 条第 1 項に基づく報告書の内容等により、改善策の実施に一定の期間を要すると認められる場合には、同項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信託会社の業務運営の適切性、健全性に支障を来すと認められる場合には、法第 43 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>(5) 財務局信託会社担当課は監督局信託会社担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査局との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。</u></p> <p><u>3-8-3 標準処理期間</u></p> <p><u>法第 43 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、3-8-2(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 ヶ月(処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合は概ね 2 ヶ月)以内を目処に行うものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3-8(3)に移設)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3-8(4)に移設)</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>複数回にわたって法第 42 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></li> <li>・ <u>提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものを除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></li> </ul> <p><u>(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p>	
<p><b>4 運用型外国信託会社</b> 4-6 <u>検査部局との連携</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p>	<p><b>4 運用型外国信託会社</b> 4-6 <u>立入検査に関する留意事項</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p>
<p><b>5 管理型信託会社</b> 5-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 5-5-2 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略) <u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。なお、参照に当たっては、管理型信託会社の特性に留意すること。</u></p> <p>5-8 <u>検査部局との連携</u></p>	<p><b>5 管理型信託会社</b> 5-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 5-5-2 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略) (削除)</p> <p>5-8 <u>立入検査に関する留意事項</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b> 6-6 <u>検査部局との連携</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>7 自己信託</b> 7-5 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 7-5-2 事務運営状況の評価に関する留意事項 (略) <u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>7-8 <u>検査部局との連携</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>8 特定信託業者</b> 8-2 特定信託業者に関する事務 8-2-1 法第51条第2項の届出の受理 8-2-2 法第51条第4項に規定する「必要な措置」 (8-3から移設)</p>	<p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b> 6-6 <u>立入検査に関する留意事項</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>7 自己信託</b> 7-5 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 7-5-2 事務運営状況の評価に関する留意事項 (略) <u>(削除)</u></p> <p>7-8 <u>立入検査に関する留意事項</u></p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>8 特定信託業者</b> 8-2 特定信託業者に関する事務 8-2-1 法第51条第2項の届出の受理 8-2-2 法第51条第4項に規定する「必要な措置」 8-2-3 <u>法第51条第6項に基づく報告徴求等</u></p> <p><u>同一の会社集団に属する者の間における信託について、法第51条第1項の要件を満たさなくなった懸念が生じた場合には、法第51条第6項の規定により特定信託業者等に対して報告又は資料の提出を求め、事実関係を確認し、必要に応じて立入検査を行うこととする。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><b>8-3 検査部局との連携</b>            同一の会社集団に属する者の間における信託について、法第 51 条第 1 項の要件を満たさなくなった懸念が生じた場合には、法第 51 条第 6 項の規定により特定信託業者等に対して報告又は資料の提出を求め、事実関係を確認することとする。<u>また、必要に応じて検査部局に情報提供を行うこととする。</u></p>	<p>(8-2-3に移設)</p>
<p><b>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</b>            9-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項            9-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項            (略)  <u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。なお、参照に当たっては、承認事業者の特性に留意すること。</u></p>	<p><b>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</b>            9-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項            9-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項            (略)  <u>(削除)</u></p>
<p><b>9-8 検査部局との連携</b>             3-8に準じるものとする。</p>	<p><b>9-8 立入検査に関する留意事項</b>             3-8に準じるものとする。</p>
<p><b>10 信託契約代理店</b>  <b>10-6 検査部局との連携</b>             3-8に準じるものとする。</p>	<p><b>10 信託契約代理店</b>  <b>10-6 立入検査に関する留意事項</b>             3-8に準じるものとする。</p>
<p><b>11 信託兼営金融機関関係</b>            11-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項            11-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項            (略)</p>	<p><b>11 信託兼営金融機関関係</b>            11-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項            11-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項            (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>11-7 <u>検査部局との連携</u>  信託兼営金融機関のうち、主要行等にあつては主要行等向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-3に準じるものとし、地域銀行等にあつては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-3に準じるものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>11-7 <u>立入検査に関する留意事項</u>  信託兼営金融機関のうち、主要行等にあつては主要行等向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-2(2)②二.に準じるものとし、地域銀行等にあつては中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-2(2)②二.に準じるものとする。</p>